

静岡県立大学短期大学部外国人留学生規程

平成 19 年 4 月 1 日 規定第 119 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、静岡県立大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第 47 条の規定に基づき、外国人留学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 外国人留学生とは、日本の国籍を有しない者（日本において、高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者を除く。）で、本学に入学を許可された者をいう。

(人数)

第 3 条 入学を許可すべき外国人留学生の人数は、本学の通常の教育に支障ない程度とし、入学定員に含めない。

(入学資格)

第 4 条 外国人で、学生又は研究生として入学を志望する者（以下「入学志願者」という。）があるときは、教授会の選考を経て、学長が入学を許可する。

第 5 条 学生として入学することのできる者は、外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

第 6 条 研究生として入学できる者は、外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(提出書類)

第 7 条 入学志願者は、次の各号に定められた書類に所定の検定料を添え、学長に願い出なければならない。

- (1) 外国人留学生入学願書
- (2) 履歴書（本学所定用紙）
- (3) 最終学校の学業成績証明書及び卒業（修了）証明書又は卒業見込み証明書
- (4) 財団法人日本国際教育協会の実施する「私費外国人留学生統一試験」及び「外国人日本語能力試験（1 級）」の受験者は、その成績証明書
- (5) 健康診断書（本学所定用紙）
- (6) 在学中の身元保証人の身元保証書（本学所定用紙）
- (7) 在学中の学費負担者の誓約書（本学所定用紙）
- (8) その他指定する書類

(受験許可)

第 8 条 出願書類の受理、出願資格の審査は、入試委員会が行う。

2 前項により出願許可が得られたものには、学長が受験許可書を発行する。

(選考)

第9条 入学の選考は、入試委員会が書類審査及び小論文試験並びに面接試験によって行う。

2 前項の選考によりがたい事情があると認められた場合には、特別の選考を行うことができる。

(合格判定)

第10条 合格判定は、教授会が行う。

(外国人留学生入学許可証明書の交付)

第11条 外国人留学生として教授会の承認を得た者には、外国人留学生入学許可証明書を交付することができる。

(入学手続)

第12条 外国人留学生として入学を許可された者は、指定された期日までに、次の各号の書類を提出し、別に定める学費などを納入しなければならない。

(1) 宣誓書(本学所定用紙)

(2) 外国人登録済み証明書又は旅券の写し

(3) 卒業証明書及び成績証明書(出願にあたって卒業見込み証明書を提出した者に限る。)

(4) その他指定する書類

(入学許可)

第13条 前条の手続を修了した者は、学長が入学を許可する。

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の初めとする。

(卒業証書の授与)

第15条 留学生が2年以上在学して所定の試験に合格し、所定の単位を取得したときは、卒業証書を授与する。

(諸規程の準用)

第16条 本学の学則及び諸規程は、外国人留学生にこれを準用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。